

日・モザンビーク投資協定



背景

- トポンビークは、天然ガス、石炭等の鉱物・エネルギー資源が豊富 「世界最大級の天然ガス生産案件(想定年産5000万トン)に我が国企業が参画
- 大規模炭田(想定年産500万トン:2016年出炭開始予定)の権益を我が国企業 が保有
- ●アルミニウム精錬、ウッドチップ生産等の分野で我が国企業の既存投資あり
- ●2013年6月 TICAD V(横浜)の際に署名 ●2014年1月 総理モザンビーク訪問時に、両国で早期発効を目指すことを確認



意義

- ◆投資環境の透明性、法的安定性、予見可能性が向上
 - 【経済界からも強い要望あり】 → 我が国からの投資の更なる保護・促進

ポイント

- 二国間の投資を促進し、投資家の権利を保護する法的な枠組みを定める。
- (例) ①投資財産の設立段階及び設立後の無差別待遇(第2条・第3条)
 - ②投資財産に対する公正な待遇・十分な保護 【第4条】
 - ③投資阻害要因となり得る要求(現地調達,技術移転・使用料制限等)の原則禁止【第6条】
 - ④正当な補償等を伴わない収用の禁止 【第12条】
 - ⑤投資受入国・相手国投資家間の紛争解決手続【第17条】

- ◎在留邦人: 135人(2013年7月)
- ◎進出日系企業: 8社(2013年12月)
- ◎進出分野: 鉱業(天然ガス、石炭)、 ウッドチップ生産、 アルミニウム精錬等

(参考)

米、英、仏、中、ポルトガル、 南ア等20か国と投資協定 を締結済み。